

御代田町小規模物品等受注希望者登録要領

(目的)

第1 この要領は、御代田町が発注する小規模で履行の確保が容易な物品の買入れ・役務の提供に係る契約の受注を希望する者を登録し、見積先の選定資料とすることにより、小規模業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(対象)

第2 小規模物品等契約とは、御代田町財務規則(昭和54年御代田町規則第5号。以下「財務規則」という)の規定により随意契約によることができる予定価格(次に掲げる区分に応じそれぞれ該当各号の金額)以下の契約を指す。

- (1) 物品の買入れ 150万円
- (2) 役務の提供 100万円

(登録資格)

第3 次の要件を満たす者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 随意契約に係る契約を締結できる能力を有する者
- (3) 町税を滞納していない者
- (4) 財務規則に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていない者

(登録申請)

第4 登録を希望する者は、小規模物品等受注希望者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては商業登記簿謄本
- (2) 町税納税証明書
- (3) 希望する業種を履行するための必要な資格、免許等を証明する書類の写し

2 登録できる業種は、5種類までとする。

(申請受付)

第5 企画財政課において随時受付するものとする。

(登録)

第6 各月の20日までに申請のあったもので登録資格があると認められた者は翌月の登録者名簿に搭載するものとする。

(登録事項の変更届け出)

第7 申請内容に変更が生じた場合は、変更事項を記載した書面により遅滞なく届け出なければならないものとする。

(登録の有効期間)

第8 登録の有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(登録者名簿の公表)

第 9 登録者名簿は企画財政課において閲覧により公表するものとする。

(登録の抹消)

第 10 登録名簿に搭載されている者で、第 3 に該当しなくなった場合、又は契約に関し不正又は不誠実な行為等があった場合は登録を抹消するものとする。